

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第37号) (抄)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章 (略)</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p><u>第四節 運営に関する基準 (第百二十五条～第百四十条)</u></p> <p><u>第五節 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第一款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第百四十条の二・第百四十条の三)</u></p> <p>第二款 <u>設備に関する基準 (第百四十条の四・第百四十条の五)</u></p> <p>第三款 <u>運営に関する基準 (第百四十条の六～第百四十条の十三)</u></p> <p><u>第六節 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第一款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第百四十条の十四・第百四十条の十五)</u></p> <p>第二款 <u>設備に関する基準 (第百四十条の十六・第百四十条の十七)</u></p> <p>第三款 <u>運営に関する基準 (第百四十条の十八～第百四十条の二十五)</u></p> <p><u>第七節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第百四十条の二十六～第百四十条の三十二)</u></p> <p>第十章～第十三章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章 (略)</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p><u>第四節 運営に関する基準 (第百二十五条～第百四十条)</u></p> <p><u>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第百四十条の二～第百四十条の八)</u></p> <p>第十章～第十三章 (略)</p> <p>附則</p>

改 正 案	現 行
<h2>第二章 訪問介護</h2> <h3>第四節 運営に関する基準</h3> <p>(要介護認定等の申請に係る援助)</p> <p>第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の<u>意思</u>を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(訪問介護計画の作成)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>訪問介護計画の作成</u>に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 サービス提供責任者は、<u>訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p>	<h2>第二章 訪問介護</h2> <h3>第四節 運営に関する基準</h3> <p>(要介護認定等の申請に係る援助)</p> <p>第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の<u>意向</u>を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第六号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(訪問介護計画の作成)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 前項の訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、第一項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</u></p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況</u></p>	<p><u>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</u></p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十七条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問介護計画 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 	<p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第四十三条 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第四十三条 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第三項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

改正案	現行
第三章 訪問入浴介護	第三章 訪問入浴介護
第四節 運営に関する基準	第四節 運営に関する基準
(記録の整備)	
第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	
2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	
一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	
二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録	
三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録	
四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	
(準用)	
第五十四条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準
(準用)	
第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条及び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び第五十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。	
(準用)	
第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び第五十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。	

改 正 案	現 行
<p>規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<h2>第四章 訪問看護</h2> <h3>第四節 運営に関する基準</h3> <p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)</p> <p>第七十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第七十三条の二 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>二 第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>三 訪問看護計画書</p> <p>三 訪問看護報告書</p> <p>四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(準用)</p>	<h2>第四章 訪問看護</h2> <h3>第四節 運営に関する基準</h3> <p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)</p> <p>第七十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 看護師等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明しなければならない。</p> <p>4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>6 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p> <p><u>(準用)</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、<u>第三十条から第三十八条まで</u>及び第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十三条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、<u>第三十条から第三十九条まで</u>及び第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十三条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
第五章 訪問リハビリテーション	第五章 訪問リハビリテーション
第三節 設備に関する基準	第三節 設備に関する基準
(設備及び備品等の要件)	(設備及び備品等の要件)
第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院又は診療所であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
第四節 運営に関する基準	第四節 運営に関する基準
(訪問リハビリテーション計画の作成)	(訪問リハビリテーション計画の作成)
第八十一条 (略)	第八十一条 (略)
<u>2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>	<u>2 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、利用者又はその家族に対し、訪問リハビリテーション計画の内容について説明しなければならない。</u>
<u>3 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u>	<u>3 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>
<u>4 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</u>	
<u>(記録の整備)</u>	
第八十二条の二 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	
<u>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u>	
<u>一 訪問リハビリテーション計画</u>	
<u>二 次条において準用する第十九条第二項に</u>	

改 正 案	現 行
<p><u>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、<u>第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士又は作業療法士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、<u>第三十五条から第三十九条まで、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士又は作業療法士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、<u>医師又は歯科医師の指示</u>に基づき（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、<u>医師又は歯科医師の指示</u>に基づき、<u>薬学的管理指導計画を策定し</u>）、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二～四 (略)</p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第九十条の二 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った处置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、<u>第三十五条から第三十八条まで</u>、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第</p>	<p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、<u>医師又は歯科医師の指示</u>（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、<u>医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示</u>）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二～四 (略)</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、<u>第三十五条から第三十九条まで</u>、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第</p>

改 正 案	現 行
「九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。	「九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
第七章 通所介護	第七章 通所介護
第二節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第九十三条 (略)	第九十三条 (略)
一 (略)	一 (略)
二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数	二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定通所介護の単位ごとに、 <u>提供時間帯を通じて</u> 専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
三・四 (略)	三・四 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
第四節 運営に関する基準	第四節 運営に関する基準
(通所介護計画の作成)	(通所介護計画の作成)
第九十九条 (略)	第九十九条 (略)
<u>2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>	<u>2 指定通所介護事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。</u>
<u>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u>	<u>3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>
<u>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u>	<u>4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u>
<u>(記録の整備)</u>	
第一百四条の二 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	
<u>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u>	
<u>二 通所介護計画</u>	

改 正 案	現 行
二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	
三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録	
四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録	
五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	
(準用)	(準用)
第一百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	第一百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十九条まで及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準
(準用)	(準用)
第一百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、 <u>第三十六条(第五項及び第六項を除く。)</u> 、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第一百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当し	第一百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、 <u>第三十六条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第一百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当し</u>